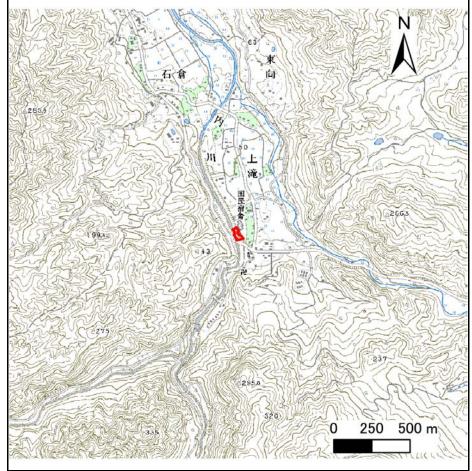
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第833号								
告示年月日	平成28年10月11日								
-									

自然		えの私	重類	急傾斜地の崩壊
笛	所 番		号	I -自-0153(1311000153)
箇	所		名	上滝
所	在		地	伊具郡丸森町字不動
調	査	機	関	宮城県大河原土木事務所





位置図(S=1:200,000)

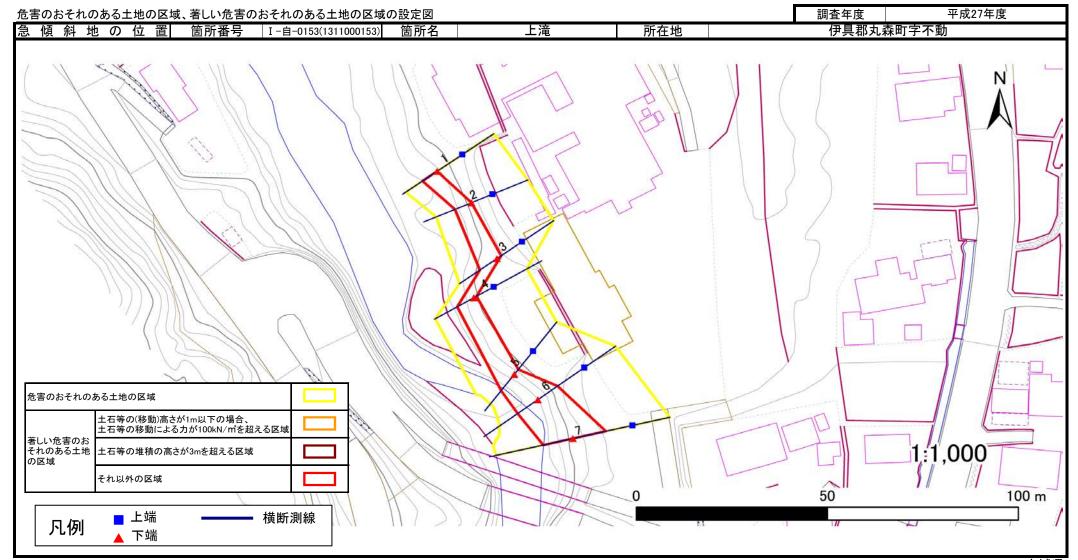
位置図(S=1:25,000)

宮城県

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000(地図画像)及び数値地図 25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情複、 第1003号)

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第833号
告示年月日	平成28年10月11日



土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

 告示番号
 宮城県告示第833号

 告示年月日
 平成28年10月11日

急傾斜地の位置	箇所番号		I −自−0153((1311000153))	箇所名	上滝			所在地伊具郡丸森町字不動							
•		•			•		•			•							
	土石等の移	土石等の移動により建築物の地上部に作用する				積により建築	を物の地上部 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	に作用する		土石等の移	動により建築	を物の地上部	に作用する	土石等の地	生積により建	築物の地上部	に作用する
			される力		土石等の堆積により建築物の地上部に作用する と想定される力					土石等の移動により建築物の地上部に作用する と想定されるカ						される力	
	土石等の(科	土石等の(移動)高さが		このだという				土石等の(移動)高さが				このだというの					
					土石等の堆積の高さが			横断側線の区間				 + 左笙の#3	きの古さが	それ以外の区域			
世紀知治の豆目	1m以下の場合、土石等						それ以タ		外の区域	の移動による力が		てれ以外の区域				土石等の堆積の高さが 3mを超える区域	
横断側線の区間		の移動による力が				3mを超える区域											
	100kN/m ² を超える区域		<u> </u>							100kN/m ² を超える区域				<u> </u>			
	力の大きさ		力の大きさ		力の大きさ		力の大きさ			力の大きさ		力の大きさ		力の大きさ		力の大きさ	土石等
	のうち最大	の高さ	のうち最大	の高さ	のうち最大	の高さ	のうち最大	の高さ		のうち最大	の高さ	のうち最大	の高さ	のうち最大	の高さ	のうち最大	の高さ
	のもの		のもの		のもの		のもの			のもの		のもの		のもの		のもの	1
	(Kn/m^2)	(m)	(Kn/m^2)	(m)	(Kn/m^2)	(m)	(Kn/m^2)	(m)		(Kn/m^2)	(m)	(Kn/m^2)	(m)	(Kn/m^2)	(m)	(Kn/m^2)	(m)
1 ~ 2	_	_	58.5	1.0	_	_	9.1	1.8	~								
2 ~ 3	_	_	68.4	1.0	_	_	9.1	1.8	~								
3 ~ 4	_	_	68.4	1.0	_	_	9.7	1.9	~	1				1			
4 ~ 5	_	_	70.7	1.0	_	_	9.7	1.9	~	 				<u> </u>		1	
5 ~ 6	-	-	81.9	1.0	-	-	8.9	1.8	~								
6 ~ 7	-	_	100.0	1.0	-	_	10.7	2.2	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~	<u> </u>							
~									~								
~									~								
~	<u> </u>								~	<u> </u>							
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~					<u> </u>			
~									~								
~	L						l		~	l				l			